

令和 6 年度 練馬区低線量胸部 C T 検査事業の開始

1 低線量胸部 C T 検査事業概要

※ 令和 6 年度は、試行的に実施する。

令和 7 年度以降は、令和 6 年度の状況を検証し、実施概要について検討する。

検査方法	低線量胸部 C T 検査
対象者	検査実施日において、練馬区内に住所を有する者で以下①～④をすべて満たす者 ① 練馬区医師会医療健診センター・練馬区役所東庁舎 2 階健康診査室で令和 6 年度の練馬区肺がん検診を受診した者 ② 練馬区肺がん検診結果が要精密検査・要医療ではない者 ③ 練馬区肺がん検診の間診にて、喫煙指数が 6 0 0 以上の者 ④ 令和 7 年 3 月 3 1 日現在 5 0 歳から 7 4 歳までの者
実施会場	練馬区医師会医療健診センター
受診期間	5 月～翌年 3 月
受診規模	2 4 0 人 ※先着順
自己負担金	3, 0 0 0 円 ※自己負担金免除の制度は設けない
周知方法	練馬区医師会から「練馬区肺がん検診の結果通知書」発送時に、対象となる方には「練馬区低線量胸部 C T 検査のご案内」を同封する。
申込方法	練馬区医師会医療健診センターへ電話で申込みを行う。

2 低線量胸部 C T 検査実施体制

(1) 検査方法

- ・低線量による胸部 C T での写真撮影とする。

(2) 検診結果の判定区分

- ・「異常なし」、「軽度異常」、「経過観察」および「要医療機関受診」に区分する。

(3) 結果通知

- ・原則郵送にて検診結果を通知する。
- ・「要医療機関受診」については対面説明を行い、医療機関への受診を指導する。